

函館市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女が共同して参画する社会の実現をめざす函館市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に関する事項について、庁内の連絡調整を図るとともに、総合的かつ効果的に推進するため、函館市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、基本計画の推進に関する次の事項を所掌する。

- (1) 基本計画に係る諸施策の連絡および調整に関すること。
- (2) 基本計画に係る諸施策の総合的推進に関すること。
- (3) その他基本計画の推進に関し推進会議が必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議に、委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は市民部長を、副委員長は市民部次長をもって充てる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集し主宰する。

(幹事会)

第6条 推進会議は、所掌事務を効率的に進めるため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、庶務担当課長をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は市民部市民・男女共同参画課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を代表する。
- 5 幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指名した幹事はその職務を代理する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民部市民・男女共同参画課において処理する。

(委員長への委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月16日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部長

総務部長

財務部長

市民部長，市民部次長

保健福祉部長

子ども未来部長

経済部長

教育委員会生涯学習部長

教育委員会学校教育部長